二　会社等の議決権の総数に対する自己の計算において所有している議決権の数の割合が百分の十五以上である場合（前号に掲げる場合を除く。）であって、次に掲げるいずれかの要件に該当する場合

イ　次に掲げる者（会社等の財務及び事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものに限る。）が会社等の代表取締役、取締役又はこれらに準ずる役職に就任していること。

(1)　自己の役員

(2)　自己の業務を執行する社員

(3)　自己の使用人

(4)　(1)から(3)までに掲げる者であった者

ロ　自己が会社等に対して重要な融資を行っていること。

ハ　自己が会社等に対して重要な技術を提供していること。

ニ　自己と会社等との間に重要な販売、仕入れその他の事業上の取引があること。

ホ　その他自己が会社等の財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができることが推測される事実が存在すること。

三　会社等の議決権の総数に対する自己所有等議決権数（次に掲げる議決権の数の合計数をいう。）の割合が百分の二十以上である場合（自己の計算において議決権を所有していない場合を含み、前二号に掲げる場合を除く。）であって、前号イからホまでに掲げるいずれかの要件に該当する場合

イ　自己の計算において所有している議決権

ロ　自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者が所有している議決権

ハ　自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権

四　自己と自己から独立した者との間の契約その他これに準ずるものに基づきこれらの者が会社等を共同で支配している場合

（取締役会の議事録）

第二十三条の九　［略］

２　［略］

３　取締役会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

［一～五　略］

六　次に掲げる規定により取締役会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要

［イ～ヘ　略］

ト　法第五十三条の三十八において読み替えて準用する会社法第四百三十条の二第四項（補償契約）

［七・八　略］

４　［略］

（報酬等の額の算定方法）

第二十三条の十九　法第五十三条の三十六において読み替えて準用する会社法第四百二十五条第一項第一号（責任の一部免除）に規定する内閣府令で定める方法により算定される額は、次に掲げる額の合計額とする。

一　［略］

二　イに掲げる額をロに掲げる数で除して得た額

イ　［略］

（取締役会の議事録）

第二十三条の九　［同上］

２　［同上］

３　［同上］

［一～五　同上］

六　［同上］

［イ～ヘ　同上］

［号の細分を加える。］

［七・八　同上］

４　［同上］

（報酬等の額の算定方法）

第二十三条の十九　［同上］

一　［同上］

二　［同上］

イ　［同上］